

(別紙)

漁業法第 31 条に基づく「くろまぐろ」の採捕の数量の公表について

漁業法第 31 条に基づき、本県の採捕の数量を公表します。

令和 7 年 1 月 24 日

長崎県知事 大石 賢吾

1. 特定水産資源の種類

くろまぐろ (30kg 未満の小型魚) (以下、「小型魚」という。)

2. 管理期間

令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月まで

3. 対 象

長崎県知事管理漁獲可能量

4. 長崎県知事管理漁獲可能量における小型魚割当量に対する採捕の数量の率

(1 月 21 日までの暫定値)

69.6%

(長崎県知事管理漁獲可能量における小型魚採捕量： 572.255 トン)
(長崎県知事管理漁獲可能量における小型魚割当量 (留保除く)： 822.328 トン)

5. 長崎県知事管理漁獲可能量の小型魚割当量に対する採捕の数量の状態

7 割を超えるおそれがある (令和 7 年 1 月 21 日集計時点)